

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 1/2が損金とならない養老保険の保険料

Q：当社はこの度、養老保険に加入することにしましたが、友人に聞くと、当社の契約形態では保険料の1/2が損金処理できるものではないようです。

1/2が損金とならない養老保険の保険料の処理を教えてください。

A：死亡保険金及び生存保険金の受取人がともに法人であるときは資産計上、死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族であるときは給与として処理します。

### 【解説】

#### (1)資産計上される場合

法人が、自己を契約者で死亡保険金及び生存保険金の受取人として、役員や使用人（これらの人の親族を含みます）を被保険者とする養老保険に加入したときには、その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解約や失効によりその保険契約が終了するまでの間、資産に計上しなければならないこととされています。

#### (2)保険料が給与とされる場合

法人が、自己を契約者とし、役員や使用人（これらの人の親族を含みます）を被保険者、死亡保険金及び生存保険金の受取人を被保険者又はその遺族とする養老保険に加入したときには、その支払った保険料の額は、その役員や使用人に対する給与とされます。

